

ユーザー協議に関する報告

2013 年 6 月
特許庁

目次

1. 実施方法

- 1) アンケート調査
- 2) ラウンドテーブル

2. 結果のサマリー

- 1) グレースピリオド
- 2) 18 ヶ月公開
- 3) 衝突する出願
- 4) 先使用権
- 5) その他

3. 添付資料

1. 実施方法

2012 年 10 月に行われた第 3 回会合で、次の段階は、テゲルンゼイ 4 項目研究の幅広い普及と、当該研究と関わりのある幅広い分野の利害関係者とラウンドテーブルといった協議を行うことで合意した。

この合意を受け、JPO は、日本においてユーザー協議を実施した。具体的には、1)テゲルンゼイ専門家グループが作成したユーザー協議アンケートを用いたアンケート調査と、2)ラウンドテーブルを開催した。

1) アンケート調査

JPO は、幅広いユーザーから回答を回収するために発明推進協会を含むいくつかの団体と協力して、アンケート調査を 1 月中旬～3 月中旬の間に実施した。

JPO は、メールや手紙により、中小企業や大学を含めた幅広いユーザーからアンケート調査の回答を得られた。また、ラウンドテーブル（下記「2）ラウンドテーブル」を参照）の聴衆に対して、アンケート調査への回答を依頼した。回答は、2013 年 3 月 15 日に締め切った。

最終的に回答数は 412 件に達した。その内訳は、次のパイチャートのとおりである。

また、411 の回答者が主な事業地域は「日本」と回答し、400 の回答者が最も頻繁に出願するのは「JPO」と回答している。

図 1 Affiliation of Respondent (Q.II-1)

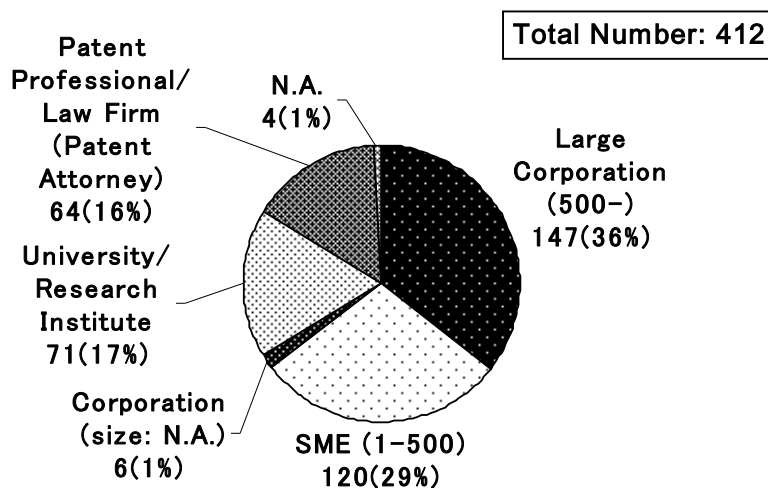
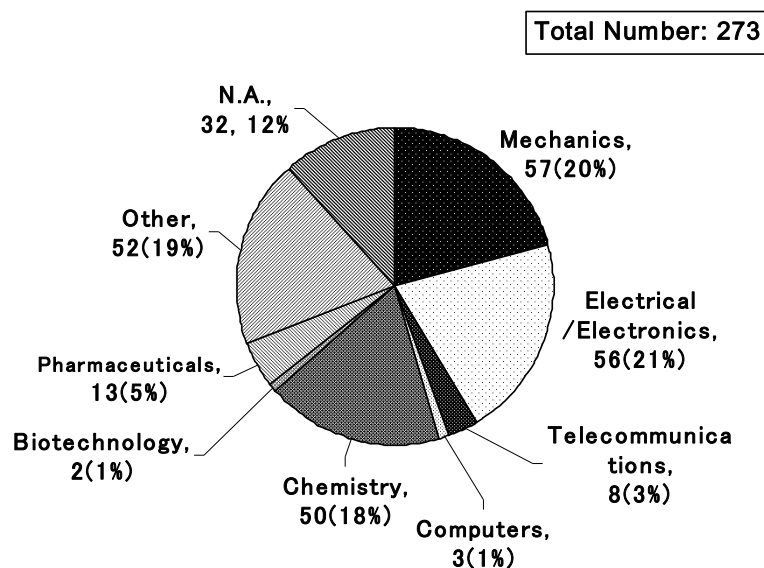


図 2 Area of Technology (Q.II-2b)



2) ラウンドテーブル

JPO は、シンポジウムスタイルのユーザーラウンドテーブルを 2 回開催した。一回は 2013 年 2 月 28 日に大阪で、もう一回は、2013 年 3 月 12 日に東京で行われた。

双方のラウンドテーブルは、同じ形式で開催した。具体的には、各セクターにおける有識者をパネリストとして招き、パネルディスカッションを行った。パネリストは、2 名の大企業の代表者、1 名の中小企業の代表者、1 名の大学の代表者、1 名の弁理士の代表者で構成された。パネルディスカッションでは、アンケートと同じ 4 項目、すなわち「グレースピリオド」、「18 ヶ月公開」、「衝突する出願」、「先使用权」を扱った。

大阪では 70 名、東京では 140 名の聴衆が集まった。

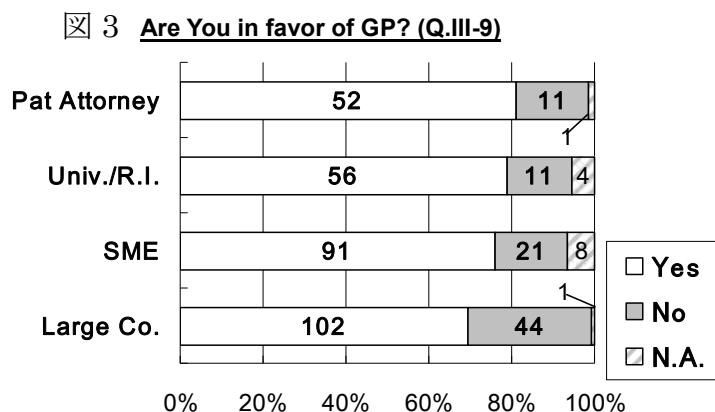
2. 結果のサマリー

1) グレースピリオド

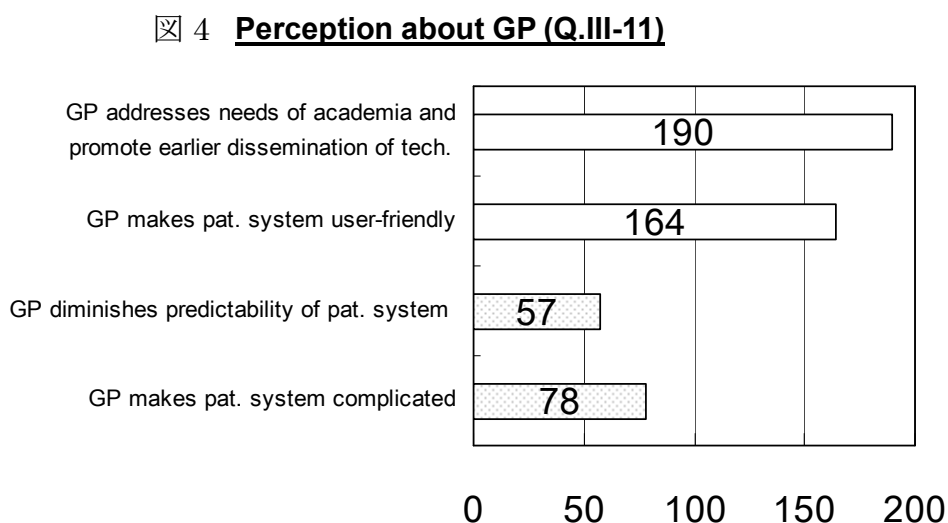
GP の利用実態：

アンケートの結果によれば、回答者の 75% (308/412) がグレースピリオド (GP)

を支持している。回答者の属性を見た場合、一番支持率が低い大企業でも 69% も支持している。(図 3 ; Q.III-9 参照)



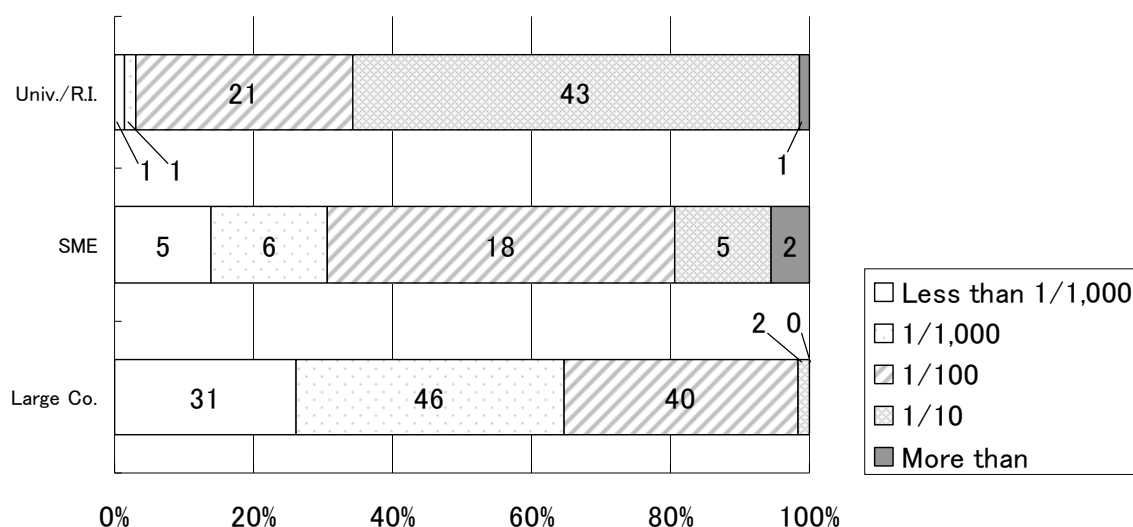
また、GP に対する支持は、GP についてどのように考えるか問う質問 Q.III-11 の回答からも伺える。選択肢として、GP に対してポジティブな選択肢、ネガティブな選択肢を用意し、回答者には該当するものを全て選択してもらった（複数回答）。その結果としては、下図に示すように、ポジティブな選択肢の回答数が、ネガティブな選択肢の回答数の 2.6 倍（354/135）であった。（なお、選択肢には、「その他」という選択肢もあったが、これを選択して、かつ、具体的な考えを記載した回答者数は 39 であった。その半数は、GP は、例外措置又は救済措置として利用すべきであると回答した。）



i)大企業

大企業は、GP をほとんど利用しないと言われている。60%以上の大企業が、1000 件の特許出願に対して 1 件も GP を利用していないと回答している（図 5；Q.III-4b 参照）。

図 5 Frequency of Relying on GP (Q.III-4b)



しかし、GP を活用したことがあるか否かという質問 Q.III-4 の回答によると、大企業の 81%（119/147）が GP を利用した経験をもっていることがあると回答している。

大多数の大企業が GP を利用したことがあるという事実は意外な結果であるが、これにはいくつか理由が考えられ、質問 Q.III-2a の回答から理解することができる。

発明の開示が行われた後に特許出願が必要となるケースとしてまず、学会発表が多い（90）。オープンイノベーションが進む中、企業が大学／研究機関と共同研究を行う機会が増えている。質問 Q.III-1 に対しても、81%（119/147）の企業が大学／研究機関と共同研究を行ったことがあると回答している。その際、大学側にも配慮して共同研究の成果が学会に出願より先に発表せざるをえないケースもあるものとする。ラウンドテーブルにおいても、この点に関し、「共同研究を進める上で、大学側の事情に配慮し、GP を利用するケースもある。」とのコメントがあった。大企業は厳密に知財管理を行っており、特許出願前に発明が公開されないようにコントロールをしているといわれているが、外的な要因により必ずしも知財管理が徹底されないケースもあるといえる。

加えて、GP を他の理由により利用することもある。相当数の企業が「過失」により利用したと回答しており(58)、知財を常に完全に管理することはできないことを示している。例えば、何百件も特許出願をする際には、人為的な間違いも要因となる。実際、ある回答者は、「誤って、広報関係者が新しい発明に関する資料を用いて投資家に説明した」という事例を挙げていた。また、「過失」とまではいえないが、努力しても学会発表までに出願を完了できないケースもある (Q.III-4a)。

このように、知財管理に注意を払っている大企業であっても、外的な要因、又は過失により、GP を利用したいケースがある。したがって、調査結果によれば、大企業にとっても、万が一のケースに備えてのセーフティーネットとして、GP に対して高い期待があることが明らかになった。

ii) 中小企業

中小企業は、大学／研究機関に次いで GP の支持率が高く、中小企業の 74% (91/120) が GP を支持している (図 3 ; 前出の Q.III-9 参照)。

GP を利用した経験がある中小企業は 30% (36/120) (Q.III-4 参照) しかないが、これは単純に中小企業の出願数がそもそも少ないという事実を表しているに過ぎないのかもしれない。これに対し、開示した後に特許出願する必要性を感じたことがあるかという質問 Q.III-2 に対しては、63% (75/120) が必要性を感じたと回答している。中小企業における GP 利用の潜在的需要は、実際に利用した割合の倍以上である。

具体的にどのようなケースで、そのような開示後の特許出願の需要があるかという、質問 Q.III-2a への回答によれば、過失、展示会での開示、商談での開示、学会発表であり、いずれも同程度の割合である。また、展示会、商談での開示による比率が大企業、大学よりも高いというのが、中小企業の特徴であるといえる。

この特徴は、ラウンドテーブルの議論における次の発言により裏付けることができる。すなわち、「中小企業からの協議の中には、発明を先に展示して販売してしまったり、又はウェブページで公開を行ってしまったというケースがあった。」「中小企業やベンチャーは、出願より先に製品を作って、それが好評であると分かってから出願する。出願しようとしたときには GP が利用できないと

いうケースがこれまであった。」という発言があった。

なぜ、このようなことが起こるのか。その理由について、ラウンドテーブルにおける代表者は「中小企業は十分に知財管理が実施できないというのが実情。多くの中小企業は知財部を持っていない。平均的にいうと、200名規模の会社で、せいぜい専任の知財担当者が1人いて兼任の知財担当者が2名いる程度。」と指摘している。

中小企業に対して、大企業並の知財管理の実施を求めることは酷である。大企業すら、GPを利用するケースがあり、中小企業にとってはなおさらである。セーフティーネットとしてのGPは、大企業よりも、中小企業にとって重要ということができる。

iii) 大学／研究機関

GPは主として、アカデミアによって利用されるように設計された制度であると考えられており、調査結果はそれを実際に反映している。大学／研究機関において、GPを支持する回答者の割合は79% (56/71) であり、大企業、中小企業の支持率よりも高い(図3；前出のQ.III-9)。また、GPを利用したことがある回答者の割合についても94% (67/71) ともっとも高い(前出のQ.III-4)。

アカデミアは、特許出願よりも論文投稿を重視するという傾向があると言われている。故に、大学／研究機関は、GPのヘビーユーザーである。しかしながら、GPがあるという理由で彼らが研究成果を安易に特許出願前に開示している訳でない。ラウンドテーブルにおいて代表者は、この点に関して「2004年に国立大学が法人化され、ライセンス収入、共同研究費を企業から得ている。企業からは、大学側の知財管理体制が整備されていないと、共同研究はしたくないと言われている。」と指摘している。このような理由から、大学も知財管理を強化してきている。実際、ある代表者は、「過去の全ての特許出願のうち、GPを利用した案件は14%である。しかし、最近ではGPの利用は少なくなっており、ここ数年の特許出願でGPを利用した割合は、5%程度にまで落ちている。」と指摘しており、知財管理強化の傾向は、具体的な数値となっても現れている。

とはいうもののやはり、大企業と異なり、大学が知財管理を行うことは困難かも知れない。アカデミアにはやはり学問の自由という考え方が根強く生きている。ラウンドテーブルにおいて、とある代表者は「企業から大学に来た教授の中には、企業で行っている知財管理を導入しようとする人もいた。しかし、

そのような考えは大学では全く受け入れられないだろう。大学教員にとっては、特許権を取得するのは研究過程における一つの段階にすぎず、最終目標ではない。学会発表をしてから特許を取るか取らないかの自由も、大学の教員一人一人が持っている、というのが大学における一般的な慣習である。実際、大学教員の中には特許を取らずに発明を発表することも許されていると考える者もいる。」と指摘した。

いずれにせよ、大学においても知財管理が強化されてきているところである。今では、大学としても積極的に GP を利用しているわけではないということは、ラウンドテーブルの結果から明らかも理解できるであろう。

GP の利用によるインパクト

調査及びラウンドテーブルにより、大企業、中小企業、さらには大学においても、GP を積極的に利用していないことがわかった。いわば、GP はセーフティーネットとして利用されていると考えるべきで、大企業、中小企業、さらには大学からも、幅広い支持を得ている。その証拠に、質問 Q.III-10 において、GP の利用の目的として、「発明者が出願の前に市場調査を行うことや融資を受けることを可能にする」という選択肢を選んだ回答者（68/412）は多くない。

では、セーフティーネットとして GP を利用したとして、それがビジネスにどの程度のインパクトを持つのだろうか。

質問 Q.III-4c では、回答者の 28%（77/280）が GP の利用が事業及び／又は研究活動の成功に直結したと答えている。もっとも、ここでの「成功」の定義は明確ではない。回答者のうち、大学の回答者の 37%（25/67）が GP の利用が「成功」に結びついていると回答しており、他のグループと比較して最も高い。大学にとっての特許取得の一つの目的が、その特許からライセンス収入や共同研究費という形で研究資金を得ることである。よって、特許取得と研究資金の獲得という目的とが比較的直結し易いためと考えられる。他方で中小企業、大企業にとっては、特許を取得したからといって、これが必ずしも、事業成功に結びつかない。事業成功には、特許以外にも、いろいろな要因が関係してくるため、特許取得と事業の成功とが直結しにくいと考えられる。それ故、成功に結びついたこと示す中小企業の割合は 22%（8/36）、大企業においても 22%（26/119）となっており、大学の値よりも小さくなっている。

GP の調和

それでは、GP はセーフティーネットとして完全に機能しているのかというと、そうではない。

GP が利用できないために特許取得を断念したというケースを経験した回答者は 34% (139/412) もいた (Q.III-5)。そのような特許取得を断念した回答者のうち、67% (93/139) が GP の制度が各国、地域で異なることにより、断念していることを上げている (Q.III-5a)。また、特許取得を断念せざるを得なかった国／地域として、51 の回答者が欧州、17 の回答者が中国を上げている (Q.III-5a)。

そして、GP の調和の必要性を回答者の 85% (350/412) が認めている (図 6 ; Q.III-15 参照)。GP に関するどの項目を調和すべきか問うている質問 Q.III-16 に対し、GP が適用される開示の形態、GP の適用対象、期間、起算日について、300 近く、又はそれ以上の回答者が、調和が必要であると回答した。

図 6 Should GP be harmonized? (Q.III-15)

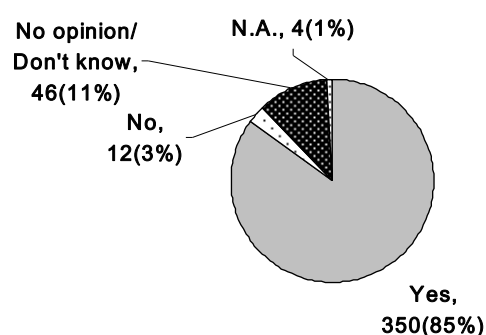
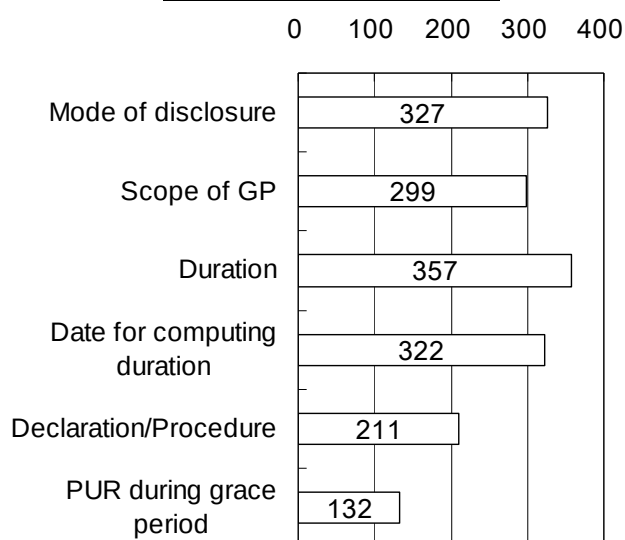


図 7 What matter of GP should be harmonized? (Q.III-16)



i) GP の開示の形態、適用対象

今回のアンケート調査では、GP の適用される開示の形態、適用対象をどのように調和すべきは質問していない。

しかしながら、冒頭でも紹介したとおり、GP を支持する回答者は多く、GP のセーフティーネットとしての機能が期待されている。

ラウンドテーブルにおいても、欧州、中国において GP の適用対象が狭いことを問題視する指摘が多くあった。例えば、「GP の適用対象が国／地域によって異なるのは問題である。欧州や中国では GP の適用対象は狭く、これらの国では特許権取得を断念せざるを得ない。」「GP を利用してしまうと、中国を含め、外国で特許出願ができなくなる。」「欧州、中国で GP が使えないのは問題。(中小企業)」という意見である。

これらをかながみれば、GP を調和するにあたっては、日本のユーザーの多くが、適用対象の広い GP への調和を望んでいることは明らかである。

なお、GP の適用対象が広がれば、特許権の不安定性を招くという指摘がある。実際に質問 Q.III-11 でも、その意見に賛同する回答者は 57 もいた。

しかし、GP が不安定性を招くという可能性は、アンケート調査の結果を見る限りでは非常に小さい。質問 Q.III-7 に対する回答で、他者の出願が GP によって実際に自分に悪影響をもたらしたことがあると答えた回答者の割合は 2%に過ぎない。

逆に、適用範囲の広い GP がないが故に、不安定性を招いている可能性もアンケート結果において見つけることができる。すなわち、現状の GP が広い適用対象を有していないために、特許権を不安定化させる可能性が上昇する。質問 Q.III-2b「開示後に特許出願が必要となったときどうしているか」という問において、回答者の 31% (99/320) が「とりあえず出願した」と回答している。すなわち調査によれば、多くの出願人に、将来的に拒絶理由の根拠となり得る先の開示が、拒絶理由の根拠とならないことを期待しながら特許出願を行う傾向がある。そうであるならば、むしろ、適用対象の広い GP を導入し、出願人が安心して出願できるようにするほうが、権利の安定性が確保できる。

加えて、ラウンドテーブルにおいて安定性について、「GP システムを導入すると、特許制度の安定性を損なうとの指摘を聞く。日本のように出願時に一定の手続きをすることで、不安定な部分はかなり解消すると思う。」との発言があった。そして、アンケート調査によれば、回答者の 64%(264/412)が、出願人は出願時に宣言させたり、定められた手続を踏むようにさせるべきだと指摘している (Q.III-12)。そのうち、220 の回答者は、宣言させたり、定められた手続を踏むようにすることで、法的安定性を向上させられると指摘している (Q.III-12a)。

なお、GP の手続自体の調和が必要と指摘した回答者の割合は 51% (211/412) しかない。

ii) 期間

GP の期間に関する質問 Q.III-13 において、回答者の 65% (266/412) が 6 ヶ月を望んでいる。

iii) 起算日

GP の起算日に関する質問 Q.III-14 において、回答者の 63% (261/412) が起算日を「出願日又は優先権主張日」とすることを望んでいる。ラウンドテーブルにおいて、パリ条約との整合性において疑義があるとの指摘もあったが、GP の起算日を優先日とする、いわゆる「インターナショナルグレースピリオド」の方が望ましいという意見が多数派であった。

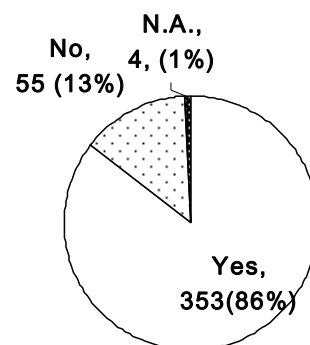
2) 18 ヶ月公開

米国のオプトアウト制度に対する ユーザーの関心

86% (353/412) の回答者が、特許出願は出願から 18 か月経過した時点で全ての特許出願が公開されるべきだと考えている。

(図 8 ; Q.IV-3 参照)。

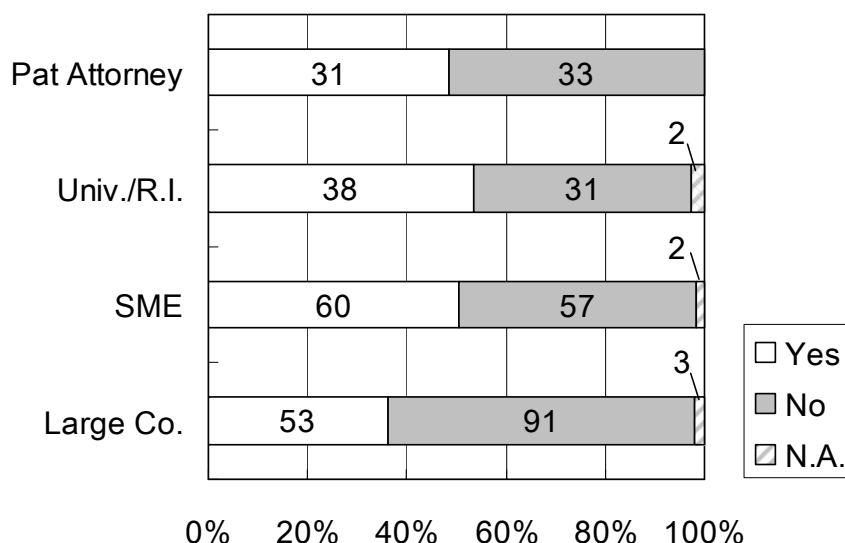
図 8 **Should all application be published
at 18-months? (Q.IV-3)**



米国のオプトアウト制度は、独力で先行技術調査をすることができない人に対して、特許出願手続を進めるか、それとも特許出願を取り下げて、営業秘密として保護するかを判断する十分な時間を与えるものである。

他方で、そのようなオプトアウトを設ける代わりに、出願人が特許出願を維持するか、取り下げるかを判断するかを可能にするために、18 ヶ月時点で特許出願が公開されるよりも前に、先行技術調査結果・審査結果を提供するという考えがある。アンケートの結果によれば、このような考えに賛同した者は、46% (189/412)、反対した者は、52% (215/412) であった。(図 9 ; Q.IV-4 参照)。

図 9 **Should SR be available in advance of 18 months (publication)? (Q.IV-4)**

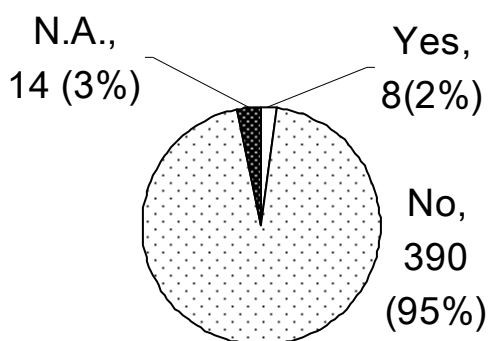


反対した者は、その理由として、そもそも特許出願を維持するか、取り下げるかの判断は自己責任で行うべきという理由、すでに先行技術を容易に調査できる体制ができているという理由、出願費用の高騰に繋がるという理由を挙げている。

ラウンドテーブルにおいて、米国のオプトアウト制度による中小企業の保護について議論があったが、中小企業の代表者、弁理士の代表者が中小企業の保護という考えに共感を示しはしたが、だからと言ってオプトアウトを容認するという立場ではなかった。

また、ラウンドテーブルにおいては、オプトアウトについては、トロールの温床となる懸念、不公平性の問題が、指摘された。

図 10 **Experience of negative affection due to opt-out (Q.IV-8)**

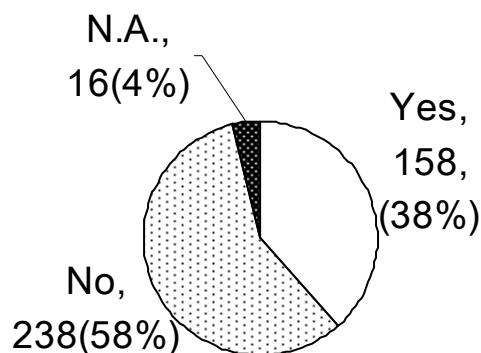


米国のオプトアウトについては、一部の特許出願が長い期間未公開にされることへの懸念がある。しかし、そのオプトアウトより実際にネガティブな影響を受けたかという、受けたと回答した者はたった 2% (8/412) であった。(図 10 ; Q.IV-8 参照)。

18 ヶ月公開の調和：

米国においては、オプトアウトの比率が低下しており、また、2014 年までに審査待ち期間を10ヶ月にするという戦略に鑑みれば、18 月公開制度については実質的に調和されていると考えるかとの問に対しては、38% (158/412) が調和されている、58% (238/412) が調和されていないと答えた。(Q.IV-10 参照)。

図 11 **Are 18-month publication systems aligned? (Q.IV-10)**



アンケート調査において、18 ヶ月公開の調和に関する質問があった。アンケートにおいては、「極めて重要」と回答した者、「重要」と回答した者をあわせれば、回答者の 95% (391/412) が 18 ヶ月公開制度を調和することが重要と考えている。(Q.IV-11 参照)。そして、GP が制度調和に含まれるとすれば、この回答が変わるかという問に対しては、82% (336/412) の人が変わらないと回答し (Q.IV-12 参照)、GP と 18 ヶ月公開とを結びつけて回答することに否定的であった。また、この回答に際して、いくつかの回答者は、回答の理由を加えている。「回答が変わる」と答えた者の中には、GP の調和がより重要という理由が目立った。逆に、「回答が変わらない」と答えた者の中では、公開制度の方が重要という理由の他に、GP と公開制度の両制度は趣旨、性質が異なるので関連付けるべきではないという理由が多かった。

3) 衝突する出願

CA の実態：

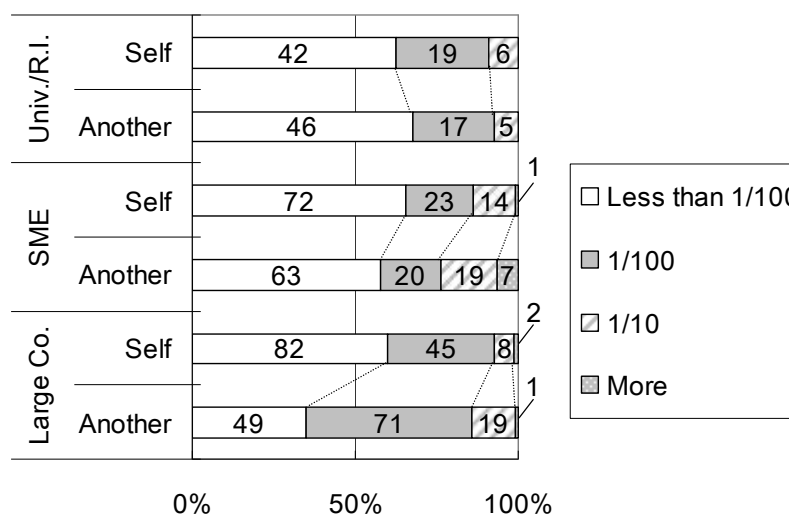
衝突する出願(CA)の状況に陥った頻度について、次のようなアンケート結果が得られた。下段は、他の出願人による出願によって生じた CA の数であり、上段は、自らの出願によって生じた CA、すなわち自己衝突の数である。(図 1 2 ; Q.V-1&2 参照)

やはり出願件数が多い大企業の方が、CA の状況に直面する頻度が中小企業、大学／研究機関より多い。また、他人の出願との CA よりも、自らの出願による CA、いわゆる自己衝突の方が頻度は低い。しかし、自らの出願による CA も百件に数件の頻度で発生している (ただし、年あたり数件ではなく複数年で数件

発生している。)

この自己衝突の問題については、ラウンドテーブルにおいては、全ての大企業の代表は、厳しい国／地域の制度・運用に合わせた対応を既にとっていると発言していたが、アンケート結果は大企業でさえ、完全に自己衝突の問題は回避できないという事実を示している。また、ラウンドテーブルにおいては、中小企業の代表者の一人は、厳しい国／地域の制度・運用に合わせているという点で、大企業と同様の対応をとっていると発言した一方、自己衝突の問題の管理はできていないと指摘する中小企業の代表者もいた。

図 1 2 **Frequency of situation of Conflicting Applications**
(Q.V-1&2)



2組のпатентファミリー間のCAの状況に複数国で直面した経験があるとした回答者数は41であった(Q.V-3)。そのうち、特定の技術分野に関わっている企業の回答者数は28(Q.V-3のテーブル1では、回答した企業数は31(18+13))であるが、内3回答は重複回答)であるが、機械:3、電気/エレクトロニクス:6、電気通信:0、コンピュータ:2、化学:11、バイオテクノロジー:0、製薬:4、その他:2であり、図2の回答結果と比較して、意味のある差異があるとはいえない。

また、同一の出願について、それぞれの国で審査結果が異なると回答した回答者数は39であり、多くの場合が、CAの扱いの違いに起因して審査結果が異なっていることがわかる。(Q.V-5)

Table 1 Have you ever had a case of conflicting applications involving the same two patent families in different jurisdictions that apply different rules on conflicting applications? (Q.V-3)

	Large Co.	SME	Univ./R.I.	Pat. Attorney
No	118	107	69	52
Yes, in two different jurisdictions	16	2	1	8
Yes, in three or more different jurisdictions	11	2	0	1

回答者の 14% (59/412)は、「特許の藪」の存在により困難な状況に直面したと回答しており、そのような状況に陥った国／地域については、回答が多かった順で、日本：27、米国：19、欧州：1であった。(Q. V-6-b-i)。アンケートの回答者はほとんどが、JPO を最も使う (Q.II-4 の結果によれば 412 の回答数のうち、400 の回答者が、JPO にもっとも頻繁に出願していると回答している。) ので、日本において、特許の藪によく直面すると答えることは当然である。また、特許を活用したビジネスの状況、各国／地域に存在する特許の数、各国／地域における進歩性の判断等によって、特許の藪に直面する可能性は異なってくる。つまり、質問 Q. V-6-b-i の回答のみによって、衝突する出願の制度・運用の違いと特許の藪の存在との関係を論じることは不可能である。

CA の扱いの調和

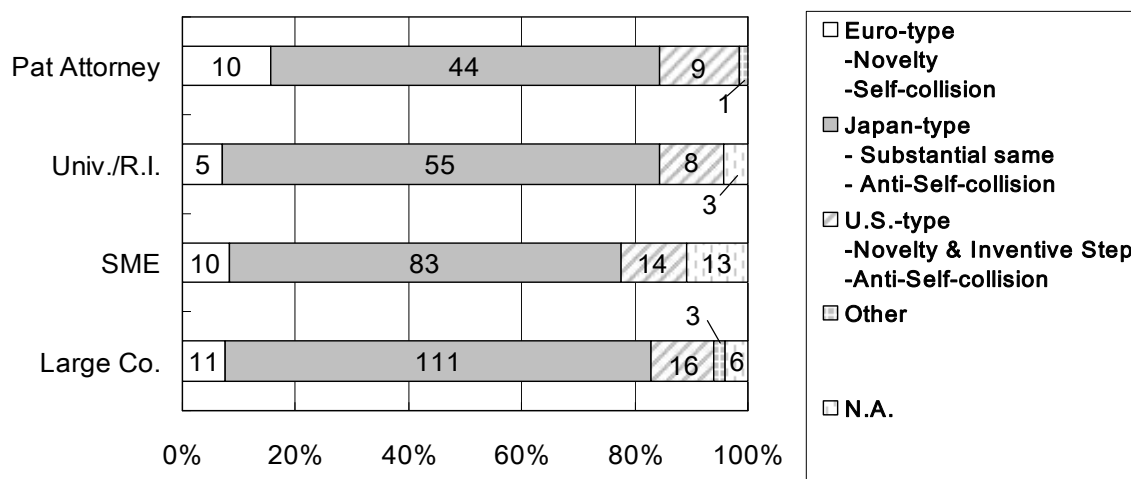
アンケート調査においては、「極めて重要」、「重要」の回答をあわせれば、回答者の 89% (365/412) が CA の扱いを調和することが重要と考えている。(Q.V-7 参照)。

さらに、欧州、日本、米国における CA の扱いをそれぞれを比較した場合、弁理士、大学、中小企業、大企業のいずれにおいても、回答者の多くは日本の扱いがもっともバランスが取れていると考えた。全体としては、回答者の 73% (301/412) が日本の扱いを、11.4% (47/412) が米国タイプの扱いを、8.7% が (36/412) 欧州の扱いを支持した (図 1 3 ; Q.V-8 参照)。

ラウンドテーブルにおいて、CA の調和に関して問題を議論するに際し、回答

者の多くは、非自己衝突を支持した。かれらの意見は、先に出願した者を優遇し、かつ、発明者に応用発明をするインセンティブを与えるという考えに基づく。他方、パリ条約 4 条 H を根拠に、欧州の非自己衝突の仕組みが合理的であると指摘する発言もあった。

図 13 **Which approach does strike best balance? (Q.V-8)**



また、ラウンドテーブルにおいては、後願を審査する際に CA をどのように扱うべきかという点に関して、米国における運用には懸念を示した。それは、公開されていない技術を進歩性判断の基礎にすることには疑問があるからである。一方で、米国の運用は妥当であるかもしれないという意見もあった。

アンケート調査においては、PCT 出願に関する CA の扱いについても質問している。「PCT 出願が国際段階から国内／域内段階に移行した段階で、その PCT 出願がその移行した国／地域において「衝突する出願」の効果が発生することとし、その PCT 出願の「衝突する出願」としての効果は国際出願日又は優先日に遡って発生する」とする運用を支持した回答者は 63% (260/412) であったのに対し、「PCT 出願について権利を得たい国／地域を指定し、PCT 下において出願が公開された段階で、その PCT 出願がその指定国／地域において「衝突する出願」の効果が発生することとし、その PCT 出願の「衝突する出願」としての効果は国際出願日又は優先日に遡って発生する」とする運用を支持した回答者は 27% (110/412) であった (Q.V-9)。

4) 先使用権

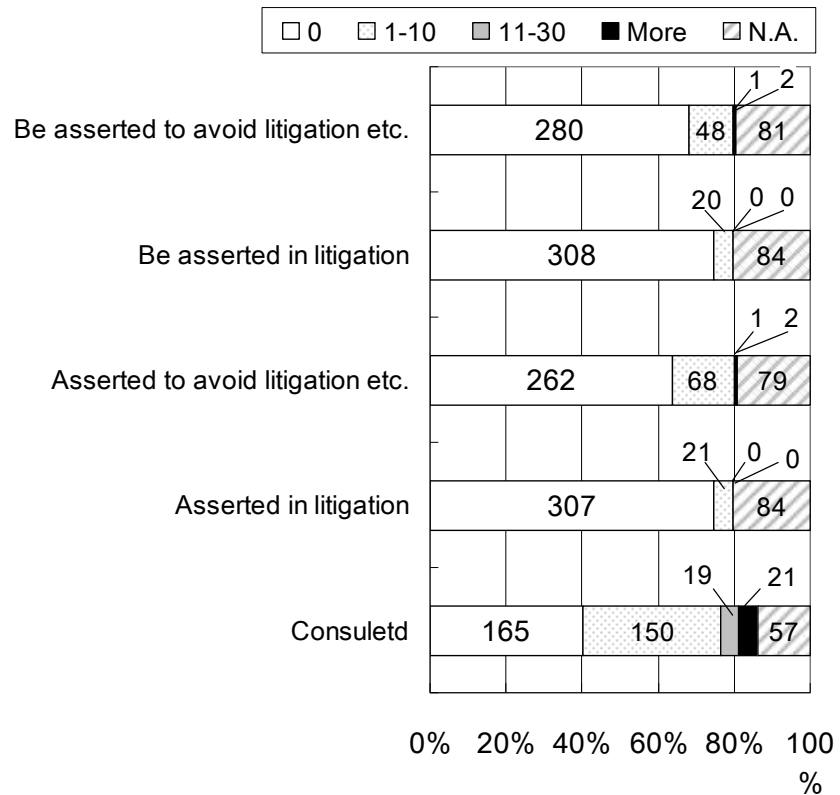
図 14 The Actual Use of PURs (Q.VI-1)

PUR の利用：

先使用権(PUR)の利用実態について、次のようなアンケート結果が得られている。(Q.VI-1 参照)

実際に PUR を主張したケース、主張されたケースもうかがえるが、これはほとんどが、日本における PUR の主張である点に留意が必要である。質問

Q.VI-1-a において、出願人が PUR を主張した国／地域名を質問しているが、回答者の多くが日本であったと回答している。



日本以外で PUR を主張したと回答した者の数は、中国が 12、米国が 8、欧州が 4、韓国が 1、台湾が 1、インドが 1 であった。さらに、自らが海外で訴訟において、又は訴訟を避けるために先使用権を主張した可能性がある回答者に限定すると、米国を挙げた者が 4、韓国が 1、中国が 1 であった。これらの結果によると、外国で PUR を主張する日本人は非常にまれであることがわかる。

ラウンドテーブルにおいては、PUR については大きな議論にはならなかった。というのも、日本のユーザーが海外で先使用権を使うことが非常にまれであり、議論がしにくかったためと推測する。ラウンドテーブルにおいては、海外において、PUR を主張したことがあるという代表者はいなかった。そのかわりに、二人の代表者は、海外で事業を行う場合には、海外で PUR を主張することを考えるのではなく、海外へ特許出願すると発言した。

ラウンドテーブルの結果をみても、外国での先使用権の主張が非常にレアケ

ースであることが伺える。

PUR の調和：

善意の第三者が、発明の知識を発明者から得た場合に、PUR を有するとするべきか否かという点に関しては、回答者の 67% (277/412) が、利用可能とするべきではないとし、28% (116/412) が、利用可能とすべきと回答した。(図 15 ; Q.VI-2-a 参照)

PUR を主張する上でどのような行為が利用できるか、という質問に対して、「実際の使用」、「使用のための準備」については、多くの回答者に十分な理解があるように見受けられる。一方、「事前の知識」が PUR を主張するのに十分であると回答した回答者数はわずか、24 名しかいなかった。(Q.VI-2b 参照)

アンケート調査において、においては、「極めて重要」と回答した者、「重要」と回答した者を合わせれば、回答者の 84% (346/412) が PUR を調和することが重要と考えている。(Q.VI-3)。

5) その他

日本では、大阪、東京でラウンドテーブルを開催したが、その両方のラウンドテーブルで簡単なアンケート調査を行った。大阪と東京の参加者計 119 名が、会場を離れる際に回答用紙を提出した。

図 15 PURs for derived knowledge from Patentee

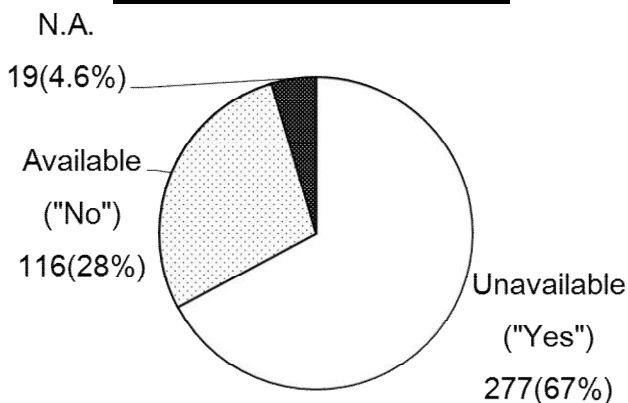
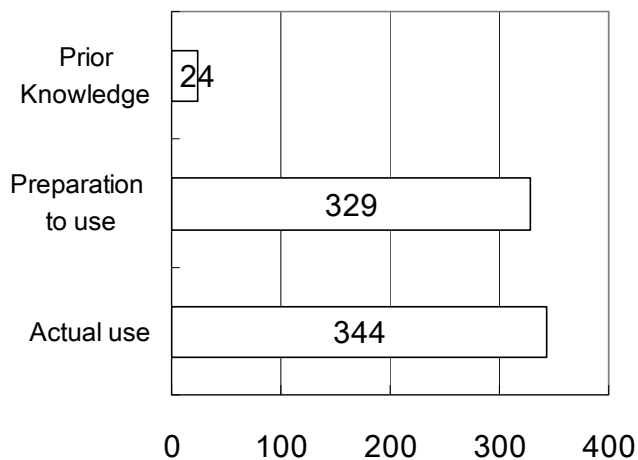


図 16

Activities give rise to PURs (Q.VI-2b)

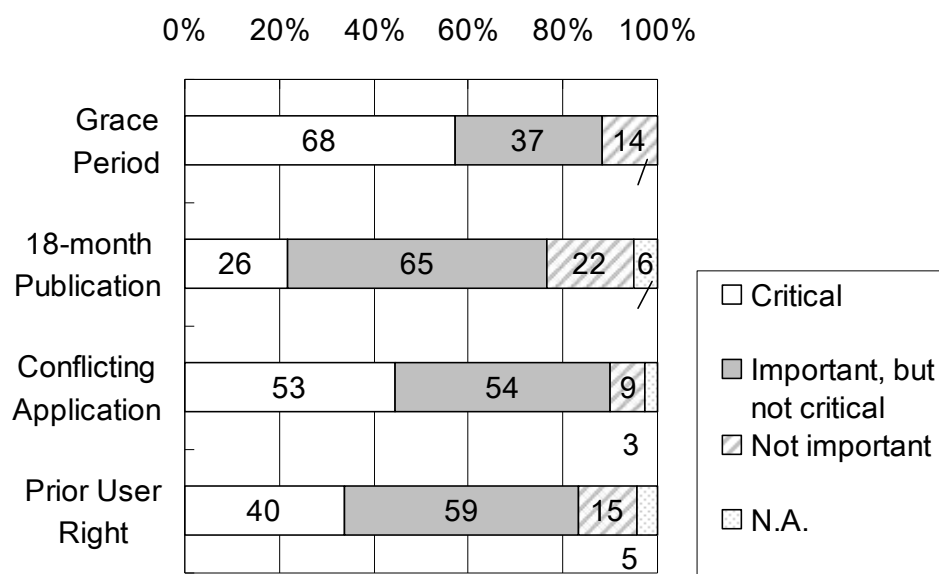


この簡単なアンケート調査は、ラウンドテーブルで議論した GP、18 ヶ月公開、CA、PUR の 4 つの項目について、制度調和をすることの重要性に関する質問を含んでいた。質問において、回答者は、「極めて重要」、「重要」、「重要でない」のいずれかを選択することになっていた。

その回答をまとめたものが、下のグラフである。

「極めて重要」と回答した者、「重要」と回答した者をあわせると、80%前後の回答者が、いずれの 4 項目とも制度調和することが重要であると考えている。しかし、「極めて重要」のみに着目すると、GP のみが 50%以上（57%, 68/119）が調和することが「極めて重要」と考えた。

図 17 **Importance to harmonize**
《Answers from Participants in Roundtables》



テゲルンゼイ専門家グループが作成した設問に基づくアンケート調査の最後の節において、「これらの 4 項目以外で、各国の法律制度が異なることが要因となっている問題があるか」との質問があった。この質問に対しては、多くの回答が寄せられたが、回答者が回答した問題には主に次のものがあつた。

- ・ 進歩性の判断基準
- ・ 新規性の判断基準
- ・ 明細書の記載要件

- ・ クレームの記載（多項従属クレーム、プロダクト・バイ・プロセスクレーム）
- ・ 補正の制限、等

3. 添付資料

- ・ ユーザー協議アンケート

（了）